

議会運営委員会

日 時 令和元年 7 月 1 7 日（水） 午前 1 0 時～
場 所 第 3 委員会室

1 議会の活性化について

- (1) 検討項目について【別紙No.1】 【別紙No.2～5】

2 広報広聴会議での検討・報告事項について

- (1) 地域こん談会について
(2) 広報部会の報告について

3 その他

- (1) 次回の日程について
(2) 決算審査について [資料]
○事務事業評価について
(3) 議会だよりの配布拡大について
(4) 7月の会議予定
- ・ 7月25日（木） 10：00～ 環境厚生常任委員会
 - ・ 7月25日（木） 13：30～ 総務文教常任委員会
 - ・ 7月26日（金） 10：00～ 産業建設常任委員会
- ※各日とも決算特別委員会分科会を開催予定

議会活性化検討項目一覧

別紙No.1

No.	分類	項目	会派	会派の説明内容(要旨)	検討結果 (具体的な内容 または、 検討継続/実施しないを記載)	検討優先度
1	機能強化	議会における災害発生時の対応要領 【別紙No.2】	共産	すでに規定している災害対応マニュアルがどの程度機能しているか検証し、さらに充実させる。各議員が災害対策本部に問い合わせ、混乱が生じるのを避けるため、地域の現状や要望を議会事務局に集約し、スムーズに対応する。		
			公明	災害対応マニュアルが策定されているが、検証・評価・改善する必要がある。(タブレット導入も検討)		
2	機能強化	政務活動費の会派割の創設	新清	会派で使用するものとは別に、議員個人で使用する金額をつくる。		
3	機能強化	大学との政策連携 【別紙No.3】	新清	学生との交流、インターンシップの受け入れ。		
4	機能強化	防災・減災特別委員会	新清	近年多発する災害に対応するため必要である。災害の検証を行う。		
5	機能強化	議会行政視察内容の情報提供・提言	新清	視察内容をまとめて、委員会から情報提供・提言すべき。		
			共産	行政視察で得た他市の事例を所管部にしっかりと伝える。視察報告をもとに、文書で確実に伝える。		
6	機能強化	決算事務事業評価のあり方検討	新清	目的に沿えるやり方を考えるべき。		
7	機能強化	予算特別委員会の別日開催	緑風	予算特別委員会の審査は別日で実施する。		
8	機能強化	タブレット端末の導入	緑風	ペーパーレスの取組み。		
9	機能強化	一般質問の内容調整	緑風	一般質問の内容ができるだけかぶらないようにする。		
10	情報共有	月例常任委員会のあり方検討	新清	委員会の活動テーマを決めた取組み。		
11	情報共有	議会だよりのページ数の増	緑風	議会だよりのページ数を増やす。		
12	情報共有	傍聴者へのアンケート実施	公明	市民の意見を広く聴取し、議会活動及び委員会活動に反映させる。		
13	住民参加	議会モニター制の導入 【別紙No.4】	新清	高校生や大学生のモニターを創設する。		
			公明	市民の意見を広く聴取し、議会活動及び委員会活動に反映させる。		
14	その他	議員の研修(全国都市問題会議)検討	共産	見直しを図り、より有効な研修の場を議員に提供する。任期4年の中で、1議員1回は、都市問題会議、議長会フォーラム及び議長が認める研修から選んで参加できるようにする。		
15	その他	陳情・要望にかかる意見聴取機会のあり方検討【別紙No.5】	—	(総務文教常任委員会での意見)		

亀岡市議会 災害対応マニュアル

平成24年12月12日 幹事会決定

災害発生

【議会事務局】

○議会事務局長は亀岡市内において災害が発生し、市災害対策本部が設置された場合は直ちに登庁する。

○議会事務局長が登庁し、市災害対策本部の情報を得た場合は、必要に応じて正副議長に連絡し、登庁を依頼する。

安否確認・連絡体制の確立

【議会事務局】

○議会事務局は、自宅電話、携帯電話、ファックス、携帯電話、メール等により、議員の安否を確認し、議長に報告する。

【議員】

○議員は議会事務局から安否確認の連絡がない場合、速やかに安否を事務局へ連絡する。また事務局との連絡がとれるよう常に所在を明確にしておく。

情報収集提供

【議会事務局】

○議会事務局は市災害対策本部から情報を収集する。収集した情報を議長の指示のもと、議員に提供する。

【議員】

議員は、議長から登庁の指示がない限り、次のことを行う。

- ①地域の救助活動等に協力する。
- ②地域において被災者に対する相談及び助言等を行う。
- ③被害状況及び避難場所の調査を行い、必要に応じて議会事務局を通して議長に報告する。

【議長】

議長は、議員から得た情報を必要に応じて市災害対策本部へ伝達する。

亀岡市議会災害対策本部設置

【議長】

議長は、被害の状況により、議会对応の必要性がある時は「亀岡市議会災害対策本部」を設置することができる。

【議員】

議員は、議長が亀岡市議会災害対策本部を設置した場合、招集に応じ、議会の対応を協議する。

亀岡市議会基本条例運用基準

4 請願者及び陳情者の意見聴取機会の担保

条例第6条第4項の規定による請願者及び陳情者（以下「請願者等」）の意見聴取については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 意見陳述を希望する請願者等は、請願等の提出時に書面により申し出を行うものとし、事務局職員はその有無を確認する。なお、陳情は、直接持参された場合に限ることとする。
- (2) 意見陳述は、付託委員会における審査時において、委員会の決定によりその機会を設けるものとし、次の方法により行うものとする。
 - ①意見陳述者は、提出者のうち2人程度とする。
 - ②陳述時間は、1件あたり10分以内とし、陳述内容は請願等の趣旨説明及び補足説明とする。
 - ③意見陳述後、委員から意見陳述者に対し質疑は行えるが、意見陳述者から委員への質疑はできない。
 - ④意見陳述者への費用弁償は行わない。

亀岡市議会先例・申合せ

190 請願者及び陳情者は申し出により委員会において意見陳述ができる。

（基本6④、運用基準4）

○平成26年10月4日基本条例を改正施行した。以前は、委員会協議会で請願者の希望により趣旨説明を行っていた。